

平成25年第3回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	平成25年9月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年9月24日	13時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成25年9月24日	13時55分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
出席並びに	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
欠席議員	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	7番	後藤信八	8番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	農林環境課長	松雪靖弘		
	総務課長	酒井英良	まちづくり推進課長	天本正弘		
	企画政策課長	木村司	会計管理者	天本政人		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	原博文		
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 決算特別委員長報告（付託議案第50、51、52、53号議案）
- 日程第2 討論・採決
- 第50号議案 平成24年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第51号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第52号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第53号議案 平成24年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第4 図書館等建設特別委員会の設置について
- 日程第5 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会・厚生産業常任委員会、議会運営委員会）
- 日程第6 委員派遣の件

～午後 1 時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。これより直ちに開議します。

日程第 1 決算特別委員長報告、討論・採決

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1. 決算特別委員長報告を議題とします。

決算特別委員長の報告を求めます。木村決算特別委員長。

○決算特別委員長（木村照夫君）（登壇）

それでは、決算特別委員会審査の報告をいたします。

第50号議案 平成24年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について

第51号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第53号議案 平成24年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、9月12日付で付託された……

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。52号を飛ばしておく。

○決算特別委員長（木村照夫君）

済みません。

第52号議案を飛ばしております。

第52号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本委員会は、9月12日付で付託された上記の議案を審査の結果、全議案とも原案を認定すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

審査は歳入歳出決算書、主要な施策の成果の説明書、事業評価説明書、歳入歳出決算審査意見書及びその他資料に基づいて行いました。

なお、第50号、51号、53号議案に対する審査の経過は、次のとおりです。

記

第50号議案 平成24年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について

1. 決算に係る主要な施策の成果の説明書

(1) 人口減少に歯どめがかからない状況をただしたところ、若い人の転入・転出の傾向

が見られ、増減数は月により大きく変動しているとの説明を受けた。また、状況の分析をきちんと行い、どういう人が基山町に何を求めているかを知ることによって人口減少への対策が明らかになってくるのではないかとただしたところ、小規模宅地開発はされているが、居住用として求める物件が足りないとの説明を受けた。委員会としては、残存農地や町有地の利活用をするなど、町が積極的に若い人を呼び込む施策や民間を後押しする施策を考え、町の姿勢が見えるように要望した。

(2) 歳入の状況

町税収の動向を確認したところ、町民税は昨年度に比べ9,162万8,000円増（個人住民税3,202万円、法人住民税5,960万8,000円）となっており、今後の個人住民税は横ばいする状態になるとの説明を受けた。また、滞納繰越分については、調定額が上がっているが徴収率も上がっているので、収納率が上がっている。滞納者には現年分から納めてもらい、滞納を少なくする方向で行っているとの説明を受けた。

(3) 主な施策の執行状況・事業説明について

ア. 行政評価について（2款1項6目）

行政評価の目的と評価対象の選択基準についてただしたところ、平成24年度は各課2事業以上（合計45事業）を選択し、事務事業のやり方が効果的に効率的であるかに主眼を置き、改善と評価された事業については早急に取り組みを指示している。今後、事業もローテーションで選択し、この行政評価が実りあるものになりたいとの説明を受けた。

イ. 交通安全対策について（2款1項7目）

平成24年度通学路等の危険箇所を確認、点検を行い、16カ所を把握し、そのうち3カ所に平成25年度に歩道帯の着色舗装を行うとの説明を受けた。さらに、スピードが出ないような舗装、停止線の整備を行い、安全に対する意識を持って通行できるような対応を要望した。

ウ. 環境衛生について（4款1項3目）

家庭用浄化槽設置に対する補助実績についてただしたところ、平成24年度は5人槽3件、7人槽17件、10人槽1件で、申請は全て対象となっているとの説明を受けた。また、25年度の状況は、13件申請のうち補助対象は8件、5件については今後県補助対象となるように申請しているが、国の補助は難しいので町費での対応を考えるとの

ことである。

また、町内で大気測定等調査を実施した後に、その結果を関係地区に知らせるよう
に要望した。

2. 事業評価説明書

(1) 区長・区長代理事務委託料（2款1項1目13節）

行政組合に加入しない町民がふえてきている中、今のままで区長が町から依頼された
行政事務を行うことができるのかをただしたところ、加入の促進について対応を検討す
るとの説明を受けた。

区長報酬、委託料に関連して、以前から区長制度のあり方について検討を行うとなっ
ていたがどうなっているか。また、近隣市町では区長制度を整理し、各区の自主性に任
せているということについてただしたところ、区長制度を廃止しなければいけないとい
うことは考えていないとの回答を受けた。委員会としては、今後自治会制度への移行を
十分調査研究するように要望した。

(2) けやき台緑地維持管理委託料（2款1項5目13節）

平成24年度は基金700万円と一般財源から344万7,000円を充てているが、来年度以降
はどうするのかをただしたところ、事業実施は継続的に必要であり、現状で5社から見積
もりをとり最低価格の業者に委託をしているので、今後もそのように努力していくとの
説明を受けた。

(3) 公民館長報酬

区長・自治会長・公民館長が同一という現況の中で、報酬の根拠についてただしたと
ころ、社会教育法上、公民館の類似施設の管理運営ということで報酬を支払うことにな
っているとの説明を受けた。公民館は各区の資産であり、管理運営に対し公民館長報酬
を支払う根拠が不明確であるために、今後見直しの検討をするように要望した。

3. 事項別明細書

(1) 公債費比率について

実質公債費比率が上がった理由をただしたところ、基山小学校改築の元利償還が始ま
り、町の借金の指標となる公債費比率はピークとなり、3年間は起債の借り入れもしな
くても高いままの見込みであるとの説明を受けた。今後の見通しについては、図書館等
建設の起債により比率は上がるだろうが、健全財政の範囲内であるとの説明を受けた。

(2) 歳入

ア. 町税（1款1項）

平成24年度から佐賀県滞納整理推進機構に加入した効果をただしたところ、年6回の研修に参加し、県の平均よりも徴収率は上回っているので、効果は上がっているとのことである。不納欠損額が401万7,000円と大きな金額であるが、どのような徴収状況かをただしたところ、町独自のマニュアルを作成し、難しい問題が出てきたときも事務的に対応ができると説明を受けた。

イ. 雑入（19款5項3目）

雑入の取り扱いについて、項目がふえているので適正な予算措置をすべきではないかとただしたところ、現年でほかの分類に入らないものとして雑入に入れているとの説明を受けた。項目に関しての見直しを要望した。

(3) 歳出

ア. 基幹系情報システム業務委託料（2款1項6目13節）

基幹系情報システム業務委託料の金額が高いのはなぜかとただしたところ、公正な入札を実施しており、業務委託料は近隣の市町と比較してほとんど差はないとの説明を受けた。

イ. 選挙管理費（2款4項）

投票時間について、期日前投票が普及している中投票時間繰り上げの検討はしないのかとただしたところ、国政選挙の開票時間は変えられないとの説明を受け、町選管で議題とするように要望した。また、投票立会人報酬に関して、立ち会いが終日1人で大変であるため、午前・午後のローテーションにはできないかとただしたところ、検討するとの説明を受けた。

ウ. 緊急通報システム業務委託料（3款1項2目13節）

緊急通報システムはどういうものかとただしたところ、ひとり暮らしの高齢者等の家に86台を設置し、警報を発すると警備会社につながり、警備員が自宅に緊急出動するシステムであるとの説明を受けた。ひとり暮らしの高齢者等でこの事業を知らない人がいるので、もっと利用できるように周知徹底し、設置に取り組むよう強く要望した。

第51号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

国民健康保険特別会計について、平成23年度、24年度を比較し、国保会計の運営について町の見通しをただしたところ、平成29年度に広域化に移行していく途中段階で、タイムラグ（時間差）等もあるので、一律に数字上での判断は難しいとの説明を受けた。保険料見直しも視野に入れ、基本的な部分で医療費の伸び率を105%、110%とシミュレーションで計算したものをベースにして財政計画を作成するように要望した。

なお、短期証の発行について平成24年当初の数をただしたところ、138世帯286人で、資格証については3世帯5人という説明であった。

第53号議案 平成24年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

歳出

下水道事業公営企業会計移行業務委託料（2款1項1目13節）

下水道事業公営企業会計移行について、現在一般会計から繰り入れを行っているが、移行後はどのようになるかただしたところ、移行後においても一般会計からの繰り入れはあるとの説明を受けた。また、企業会計移行後の業務体制についてただしたところ、スキルアップを図る必要はあるが、職員で行うとの説明を受けた。企業会計移行後の事務において相当な負担がかかるため、専門的な職員等人的なものを含め、十分な対応をするように要望した。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で決算特別委員長の審査報告が終了しました。

日程第2 討論・採決

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 討論・採決を行います。

第50号議案 平成24年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第50号議案を採決します。本案に対する決算特別委員長報告は認定です。本案を決算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第50号議案 平成24年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

第51号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

大変お疲れ様でございます。松石信男でございます。私は、第51号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行いたいと思います。

全国的にも基山町でも、高すぎる国保税を引き下げてほしいという声は大変大きなものがあります。国保加入者の年齢構成は高齢者が多いという特徴があります。厚労省の調査では60歳から75歳未満の加入者は45.4%となっています。誰でも年をとると病院にかかることが多くなります。つまり国保には医療を必要とする年齢層が多く加入しているわけです。

そのため、国保はほかの公的医療保険よりもそもそも医療費が高くなる傾向があります。結果的に負担能力が高くない高齢者や無職者などが多いため、保険料がより高くなるという状況を生み出しています。ですから、国庫負担の投入がなければ維持することはできません。

ところが、国は国保に占める国庫支出金の割合を1980年代の約50%から25%まで削減いたしました。その結果、その削減分が加入者の国保税の引き上げや自治体の一般会計からの繰り入れを招いているわけであります。

私は今年度の当初予算の反対討論でも申し上げましたが、基山町の国保加入世帯の52%が所得100万円未満であり、67%が150万円未満となっています。平成23年度の1世帯の平均所得は103万4,488円で、国保税は19万3,905円となっており、実に所得の18.7%、2割近くになっています。まさにこの国保税が町民の生活を圧迫していると言っても過言ではありません。

しかも、さまざまな理由で国保税を納めきれない人に対して、正規保険証ではない短期の保険証や病院の窓口で10割負担しなければならない資格証明書の世帯が年々ふえていることは、病気になっても病院にかかることを我慢させることにもつながり、重症化につながっていくと考えます。これはかえって医療費の増大にもつながりかねません。国保は命にかかわる分野であるだけに、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられる社会保障制度としての役割を發揮すべきではないでしょうか。

そのためにも国保税を払いたくても払えない事態は避けるべきです。高い国保税の引き下げが必要です。基山町でも対策として財政調整基金の活用や一般会計からの繰り入れが求められています。

さて、24年度の決算を見てみますと、1億421万円の黒字となりました。財政調整基金に5,300万円を積み立てて、基金残高は1億1,736万円となっています。私がかねてより町民の負担が重い国保税の引き下げを求めています。この積み立てた基金の一部19%を充てれば1世帯1万円の引き下げは可能だということを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第51号議案を採決します。本案に対する決算特別委員長報告は認定です。本案を決算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、第51号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

第52号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第52号議案を採決します。本案に対する決算特別委員長報告は認定です。本案を決算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、第52号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

第53号議案 平成24年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第53号議案を採決します。本案に対する決算特別委員長報告は認定です。本案を決算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第53号議案 平成24年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第3 意見書案第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

これより採決を行います。意見書案第3号を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第3号は採択と決しました。

日程第4 図書館等建設特別委員会の設置について

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 図書館等建設特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件については、図書館建設に関する調査・審査をするため、基山町議会委員会条例第4条第1項の規定により、図書館等建設特別委員会を審査終了まで設置し、同特別委員会定数を同条第2項の規定により6名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

次に、図書館等建設特別委員会委員の選任については、基山町議会委員会条例第5条第1

項の規定により議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、議長において図書館等建設特別委員会委員の指名を行います。

図書館等建設特別委員会委員に、久保山義明議員、河野保久議員、重松一徳議員、後藤信八議員、大山勝代議員、品川義則議員を指名します。

日程第5 所管事務等の調査について

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務等の調査について承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

日程第6 委員派遣の件

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6. 委員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員派遣計画表のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上をもちまして、平成25年第3回基山町議会定例会を閉会します。

～午後1時55分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 鳥飼勝美

基山町議会議員 後藤信八

基山町議会議員 大山勝代